

議案第 33 号

平成 23 年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

病院施設実施設計及び工事監理業務

病院用地造成工事

(収益的支出)

第 3 条 収益的支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金 24,342 千円を借り入れる。

支 出

| | |
|--------------|-----------|
| 第 1 款 病院事業費用 | 24,342 千円 |
| 第 1 項 医業費用 | 24,042 千円 |
| 第 2 項 医業外費用 | 300 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|-------------|------------|
| 第 1 款 資本的収入 | 194,276 千円 |
| 第 1 項 企業債 | 171,900 千円 |

| | |
|-----------------|----------|
| 第2項 補助金 | 273千円 |
| 第3項 他会計からの長期借入金 | 22,103千円 |

支 出

| | |
|-----------|-----------|
| 第1款 資本的支出 | 194,276千円 |
| 第1項 建設改良費 | 194,276千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------|------------------|-------------|
| 病院用地借上料 | 平成23年度から平成53年度まで | 1,645,900千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|--------|-----------|------------|--|--|
| 病院建設事業 | 171,900千円 | 証書借入又は証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、171,900千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,639千円

(他会計からの補助金)

第9条 新設改良事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、273千円である。

平成23年5月2日提出

生駒市長 山下 真